

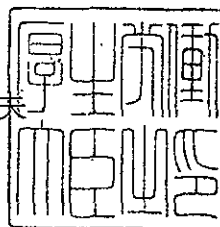


厚生労働省発老0413第2号
平成23年4月13日

社会保障審議会
会長 大森 彌 殿

厚生労働大臣

細川 律夫



諮 問 書

(東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を別紙のとおり制定することについて貴会の意見を求めます。

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で1以上とすること。
- ・ 当該措置は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において特定被災区域における災害救助法第2条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用すること。